平成２７年（フ）第３２号
盛岡市厨川１丁目２番20―31号
債務者　阿部　正康
1　決定年月日時　平成27年１月30日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤田　治彦
4　破産債権の届出期間　平成27年２月27日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年４月27日午後２時
6　免責意見申述期間　平成27年４月24日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２７年（フ）第７号
岐阜県多治見市滝呂町14丁目47番地
債務者　柴田　昌実
1　決定年月日時　平成27年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石垣　智康
4　破産債権の届出期間　平成27年３月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年５月18日午前10時20分
6　免責意見申述期間　平成27年５月11日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２７年（フ）第２９号
京都府城陽市久世上大谷115番地の25
債務者　日下部博昭
1　決定年月日時　平成27年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小野　誠之
4　破産債権の届出期間　平成27年３月12日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年５月27日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成27年５月13日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第３号
神戸市兵庫区浜山通３丁目４番１号　浜山第一文化５－１
債務者　菱川実こと　**菱**川　　実
1　決定年月日時　平成27年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　名倉　大貴
4　破産債権の届出期間　平成27年３月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年４月22日午前10時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成27年４月１日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第６７６号
福岡県遠賀郡水巻町吉田団地59番508号
債務者　吉田　文子
1　決定年月日時　平成27年１月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　古野浩一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年３月30日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年３月27日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第６７７号
北九州市若松区高須南１丁目11―72―101号
山口方、住民票上の住所福岡県遠賀郡水巻町高松６番304号
債務者　吉田　由美
1　決定年月日時　平成27年１月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　古野浩一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年３月30日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年３月27日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第７３８号
仙台市太白区羽黒台７番25号
債務者　畠山　洋輔
1　決定年月日時　平成27年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木坂　理絵
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年５月15日午前10時50分
5　免責意見申述期間　平成27年３月30日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第１０号
秋田県男鹿市船川港増川字小増川４番地２
増川団地65―１－８号、前住所秋田県男鹿市船川港船川字化世沢176番地12
債務者　小岩井牛乳船川販売店こと　吉田　秀悦
1　決定年月日時　平成27年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菅原　佳典
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年４月13日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成27年３月30日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第３４５号
愛媛県松山市余戸中１丁目３番９号　リベラル余戸107号
債務者　石丸　建児
1　決定年月日時　平成27年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　永井　卓也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年４月27日午前11時
5　免責意見申述期間　平成27年３月30日まで
松山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１５号
神戸市垂水区塩屋町字大谷620番地の12、住民票上の住所神戸市垂水区朝谷町10番地の２
債務者　本村　　保
1　決定年月日時　平成27年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　河端　　亨
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年４月14日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成27年３月31日まで
神戸地方裁判所第３民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第４５７０号
大阪府東大阪市俊徳町５丁目10番12号サンヒルズ307号
債務者　白金　英男
1　決定年月日時　平成27年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４９２５号
大阪府枚方市交北１丁目１番３―25号
債務者　髙井　武久
1　決定年月日時　平成27年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５１９９号
大阪市淀川区木川東２丁目17番11号　ビスタ西中島204号
債務者　吉岡　秀憲
1　決定年月日時　平成27年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５２７０号
大阪府吹田市千里山西４丁目23番22号
債務者　後藤　京子
1　決定年月日時　平成27年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５２８７号
大阪市浪速区恵美須西２丁目８番19―805号、前住所大阪市浪速区恵美須西２丁目９番３―604号
債務者　上田　佳男
1　決定年月日時　平成27年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部